三月一日後の時事新報

世間政論の筆鋒快活なるもの多しと雖も往々目下の出來事を見るに忙しくして其論旨淺薄にわらされば急激の憾を免かれず時事新報の記者頃日忙中の間を偷んで一輻を起草し

維新以來政界の大勢

と題して現政府が維新の初、開國進取の國是を決斷し駸々進歩の途中明治十四年以來頓に方針を轉して開進の政友を失ふのみならず其友を變して敵と爲し國會開設に際して進退維谷の難局に陷りし其由來を歴史に徴し時事に照らして仔細に說論し未段に薩長藩閥の永久す可らざるを明示し結局功臣大同の內閣を組織して徐々に後進生を入れ以て責任內閣の佳境に達するの利を說き官民兩面に向て勸告を試みんとす草稿將さに脫せんとすれば來る三月一日より本紙に揭げて凡そ二週日の間、讀者の魂を煩はす可し

時事新報

條約改正と法律の運動

多年來條約改正の談判に付き外國人より夫れ是れと異議を申立る個條多き中にも要點は專ら法律問題にして其言ふ所を聞けば治外法權を止めにして內國人と共に同一の法の下に居らんとするも其法律の不完全なるを如何せんと云ひ、維新以來我法律の次第に改良するを見れば則ち云く法文の面は改良するも之を取扱ふ法官の不熟練にして且實際に裁判の獨立を得さる限りは良法も用を爲さずなど樣々に口實を設けて際限ある可らず實を申せば世界中何れの國にても絕對的に法律法官の美なるものは見る可らず嘗彼れ此れと比較して多少の相違あるのみ此邊より見るときは外國人等が日本の法律に對して不安心なりとは實に根も葉もなく唯一片の感情より苦情を陳るものに過ぎず彼等が今日對等條約を結んで對等に交際する國々の中には其法律習慣の危險なるみと日本に下るみと數等なるものあるも可し我輩の詳に知る所にして外國人の日本に對する苦情口實は都て取るに足らずと雖も我國は俗に云ふ疵持つ身にして開國以來斯る不利なる條約に束縛せられたるみを不幸なれ今日に至り此束縛を脫して獨立國の體面を全ふせんとするには自から餘計の苦勞なきを得ず即ち其苦勞とは法律上實際の運動に付き勉めて公明正大を主とするのみならず司法全面の氣風を振起して外見外聞の嫌疑を避るまでに注意し以て外人の口實を空ふするの工風にして其覺悟專一なりとは我輩宿昔の所望なりしに何ぞ料らん兩三年來偶然にも此宿望に反對の事相を見たるみと遺憾の次第なれ其一二を云はんに彼の司法部內にて弄花事件とて一時の波瀾を生じ些々たる小兒の戲、論するにも足らざる事を何か騷々しく騷ぎ立てし事は遂に落着したれども諺る處は司法の威信を損したるに過ぎず騷動の本は威信云々と論じながら威信を維持せんとして却て自から威信を失ふたりとは平地の波瀾以て司法の體面を害したるものと云ふ可し又その次ぎに有名なる故陸馬事件にして獄窓の告訴を受理して時ならぬ大獄を起し其幽夢の最中形勢一變して主客處を異にし今は題告の大獄と爲り今後の始末如何なる可きや之を知らずと雖も誣告罪が成立するにも、せざるにも其出來上りたる處にて二大獄を終りたる成蹟は本の謀殺の告訴を受理せざるの場合に等しきのみ容易ならぬ告訴を容易に受理して長々の裁判勞したりと云ふの外なし我輩は負目に之を見ても法律運動の美なるものとは評し難し又維新以來法律の改良と共に人民相互の訴訟は常に公平なる裁判を得れども一歩を進めて人民が政府を相手取るときは殆んど常式の如くにして敗訴せざるはなし開く所に據れば從前官民の訴訟に當るときは都て政府の指揮に從て判決を下したるよし近年に至りては流石に人文も進歩して敢て指揮とまでには至らざるよしなれども積年の習慣は一朝にして洗ふが如く除去するを得ず誰れが指揮するにも非ず又依賴するにも非ずして自然の風を成し官民の爭に勝利は素より官に歸する筈のものなりとして怪しむ者なきが如し例へば三井組が三潴炭山の事件に付き大藏省を被告とした訴訟の如き其理非曲直は嘗て時事新報紙上にも論じたる通り（廿六年六月廿九日より三日間の時事新報）分り切つたるみとも思ひの外初審には僞の如く原告の敗訴と爲りたるよし倘此外に同樣の事例を求めたらば澤山ある可し誠に堪へ難き次第にして政府が人民に對して無理に勝てばとて何程の利益ある可きや之が爲めに政權の威光を增すに非ず官吏輩の體面を美にするに非ず徒に世人をして政府を厭はしめ又例の慣手段なる哉として冷評を下すのみにして詰り法律の威信を損するに足る可し左れば是等は畢竟事の流弊にして必ずしも一個人の罪に非ざれば政府の當局者は其弊事の大勢に着眼し昔年曾て政府が陰に裁判を差圖したる其筆法を今日は正しく逆にして法官を說諭し官民の訴訟に付ては特に裁判の獨立を重じ苟も政府の意を迎ふるみと勿れと丁寧反覆みれを奬勵して始めて正に反るみとある可し事の矯正は正に過ぐるに非ざれば實効を得ず經世家の注意す可き所なり以上は我輩が宿昔の議論にして事珍らしきにもあらざれども近日仄に條約改正の風聞を聞き外人日實の主眼たる法律の事を想起して匆々執筆當局者の反省を促すのみ

雜報

○誣告收賄事件の豫審調書

被告人後藤新平調書（二）

判問　本日は岡野寛との關係を聞くが岡野寛を知り合になりたるは何日なるや

答　岡野と知り合ひたるは謀殺事件の始まりてから十四五日も立つてからです日時は覺へませんろれから山口を逢つたのは火鉢のわつた頃と申上げましたが考て見ると煙草盆のわつた頃で暖かになつてからと存じます

問　何處に於て岡野と初めて面會したか

答　私宅にて逢ひました

問　何用の爲め岡野は其方宅を訪ふたのか

答　謀殺事件が始つてから凡そ十日も過ぎてからです

問　其後の面會は如何

答　其後の面會は私が鹽湯に新井眞道を訪ふて夕方行きまして酒を飲みました而して岡野を呼んで見やうではないかと云ふので電話を掛けたる處岡野が參りましてそれで逢ひました其時は鹽湯の婆と東明シゲとの關係話位にて他には別に話しはなかつたのです

問　其次は如何

答　其頃は岡野の宅にて逢ひたる時錦織と云ふ奴は世話でしやうと申しを書かせて居りますが書かせ樣と申して「モー出來たろふと思つた

問　その時何う云ふ話

答　その時は墳墓發掘前出たとか壯士が加勢ふ樣な話しでした其れも墳墓發掘前で岡野に逢ひました野から聞きましたから樣に新聞屋が意見を掛つたが新聞にうれる件には正反對の樣子で起るであろふ故錦織れ抹とをして話しをして

問　其後は如何

答　其後は日本橋區僧て其歸りに岡野寛宅にたる拘引より四五日前ら大日本私立衛生會の來ますと云ふて遂に

答　其頃は岡野の宅にて逢ひたる時錦織と云ふ奴は世話でしやうと申しを書かせて居ります

答　決して隱蔽するので

問　其次は如何

答　決して隱蔽するので

問　岡野との面會は之れ

答　左樣です

右暑名調印

被告人後藤新平

同　自訴狀を郵便にて檢事に於て山口錦織が會合日へ手紙を出して來ろう

答　私は手紙を出したとが出す筈はありませんと存じます

問　山口が其方宅に來て及死に付て種々の相談せし金を其方は山口に次錦織は一本を裁判所しを其方山口に示し判所の模樣により錦織たものならん

答　そう云ふみとはあり知つて居たから其う申は全く自訴狀を見せ

問　は自訴狀は錦織が秘密にして居らねば生來ぬとは三名申合せ居

答　それも私は墨がありました

問　其方は相當の身分を受け而して詐欺者や賭ふとゞめ申しては其方

答　山口や錦織は其前より込んで居た故後藤も知樣なる申立を致すので出たるも知らぬものに聞て居りましたが私は考もし話もしたのです有りましたから私は深のです

問　山口なり錦織なりは申立を致さゝりしもである然るに其方は嚴直さず事實を隱蔽する

答　決して隱蔽するで立を致して居れば私の

○新橋發車時刻　新橋着
午前六時（急行）、七時、八時、八時五十五分、九時三十五分（急行）、十時三十五分、十一時四十分（急行）、午後一時十分、二時十分（急行）、三時三十五分（急行）、四時四十五分、五時三十五分、六時三十五分（急行）、七時三十分、八時三十分、九時五十分（急行）、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
午前六時五十分、七時十分、八時十五分、九時三十五分（急行）、十一時二十五分（急行）、午後一時三十五分、二時五十五分、四時五十五分、五時五十一分（急行）、六時五十五分、七時五十五分、八時五十五分、九時五十五分、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
○横濱發車時刻　新橋着
午前六時（急行）、七時、八時、八時五十五分、九時三十五分（急行）、十時三十五分、十一時四十分（急行）、午後一時十分、二時十分（急行）、三時三十五分（急行）、四時四十五分、五時三十五分、六時三十五分（急行）、七時三十分、八時三十分、九時五十分（急行）、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
午前六時十分、七時十分、八時十五分、九時三十五分（急行）、十一時二十五分（急行）、午後一時三十五分、二時五十五分、四時五十五分、五時五十一分（急行）、六時五十五分、七時五十五分、八時五十五分、九時五十五分、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
○新橋發車時刻　新橋着
午前六時（急行）、七時、八時、八時五十五分、九時三十五分（急行）、十時三十五分、十一時四十分（急行）、午後一時十分、二時十分（急行）、三時三十五分（急行）、四時四十五分、五時三十五分、六時三十五分（急行）、七時三十分、八時三十分、九時五十分（急行）、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
午前六時十分、七時十分、八時十五分、九時三十五分（急行）、十一時二十五分（急行）、午後一時三十五分、二時五十五分、四時五十五分、五時五十一分（急行）、六時五十五分、七時五十五分、八時五十五分、九時五十五分、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
○横濱發車時刻　新橋着
午前六時（急行）、七時、八時、八時五十五分、九時三十五分（急行）、十時三十五分、十一時四十分（急行）、午後一時十分、二時十分（急行）、三時三十五分（急行）、四時四十五分、五時三十五分、六時三十五分（急行）、七時三十分、八時三十分、九時五十分（急行）、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
午前六時十分、七時十分、八時十五分、九時三十五分（急行）、十一時二十五分（急行）、午後一時三十五分、二時五十五分、四時五十五分、五時五十一分（急行）、六時五十五分、七時五十五分、八時五十五分、九時五十五分、十一時二十五分（急行）、十一時五十分
○甲武線發車時刻　新宿着（下り）
午前六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分、十一時、十一時四十分、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分
○甲武線發車時刻　新宿着（上り）
午前六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分、十一時、十一時四十分、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分
○山ノ手線發車時刻　新橋着
午前八時十分、十時、十時五十分、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分
○上野高崎線發車時刻　新橋着
午前六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分
○上野高崎線發車時刻　上野着
午前六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分
○上野高崎線發車時刻　上野着
午前六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時、十時二十五分